

両立支援等助成金

不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度の利用しやすい環境整備に取り組み、企業トップが制度の利用促進についての方針を労働者に周知し、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得又は利用させた中小企業事業主に支給されます。

令和4年4月から、不妊治療が保険適用されます。

助成金対象条件

① 環境整備・休暇の取得等

- 不妊治療と仕事との両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援 担当者」を選任するとともに、不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズの把握、利用可能な制度及び制度の利用を促進する旨の企業トップの方針の周知を行うこと
- 両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ「不妊治療支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度を合計5日(回)以上労働者に取得又は利用させたこと。

助成額

生産性達成時

28.5万円

36万円

② 長期休暇の加算 (1人当たり)

- 休暇制度を20日以上連続して取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

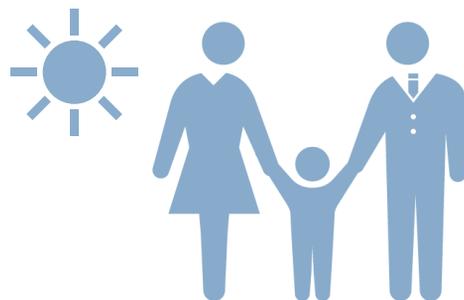
助成額

生産性達成時

28.5万円

36万円

申請までの流れ



社内ニーズ調査

就業規則等の規定・周知

両立支援担当者の選任

労働者のための「不妊治療両立支援プラン」の策定

対象事業主

次の①～⑥のいずれか又は複数の制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主

- ① 不妊治療のための休暇制度 (多目的・特定目的とも可)
- ② 所定外労働制限制度
- ③ 時差出勤制度
- ④ 短時間勤務制度
- ⑤ フレックスタイム制
- ⑥ テレワーク

